広報例４

長崎県特定最低賃金が改定されました

**使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特 定 最 低 賃 金 | 最低賃金額（１時間） | 効力発生日 |
| 改定前 | 改定後 |
| はん用機械器具、生産用機械器具製造業 | ８２９円 | **８４６円** | 平成29年12月14日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | ７６５円 | **７８５円** | 平成29年12月29日 |
| 船舶製造・修理業，舶用機関製造業 | ８３２円 | **８４６円** | 平成29年12月15日 |

１．１８歳未満又は６５歳以上の者、雇入れ後６か月未満の者であって技能習得中のもの、清掃、片付け

又は雑役の業務に主として従事する者には**長崎県最低賃金（１時間７３７円）**が適用されます。

２．その他、特定最低賃金の種類により適用範囲等が異なりますので、

詳しくはお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

厚生労働省長崎労働局賃金室 ℡095-801-0033　または最寄りの労働基準監督署

広報例５

**使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最　低　賃　金　件　名 | 効 力 発 生 日 | 最低賃金額（１時間） |
| **長崎県最低賃金** | **平成2９年1０月６日** | ７３７円 |
| **特定最低賃金** | **はん用機械器具、****生産用機械器具製造業** | **平成2９年１２月１４日** | ８４６円 |
| **電子部品・デバイス・****電子回路、電気機械器具、****情報通信機械器具製造業** | **平成２９年１２月２９日** | ７８５円 |
| **船舶製造・修理業，****舶用機関製造業** | **平成２９年１２月１５日** | ８４６円 |
| （備考） １．１８歳未満又は６５歳以上の者、雇入れ後６か月未満の者であって技能習得中のもの、清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者には長崎県最低賃金が適用されます。２．その他、特定最低賃金の種類により適用範囲等が異なりますので、詳しくは長崎労働局賃金室（０９５－８０１－００３３）かお近くの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。 |

